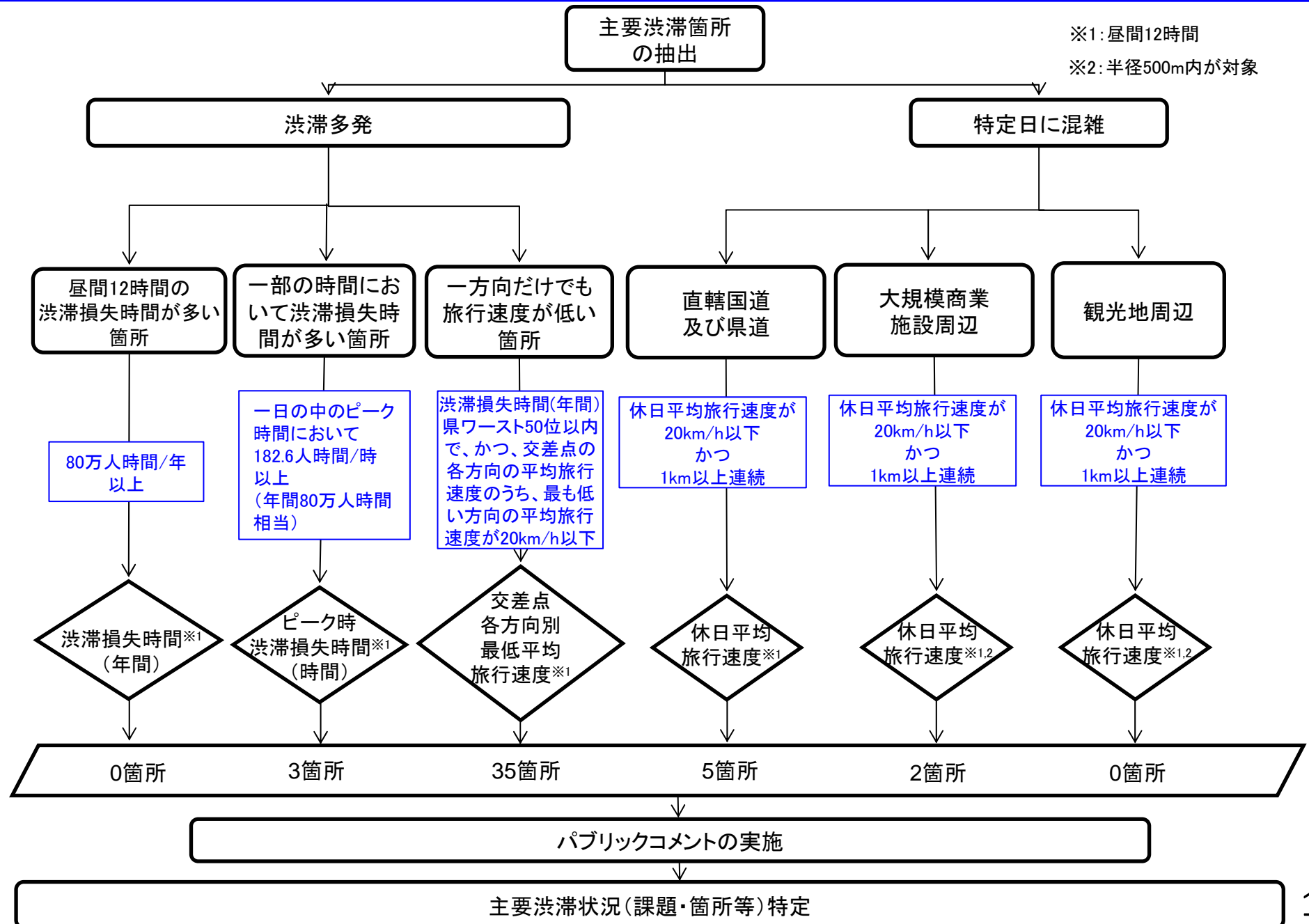


平成24年度 第2回 滋賀県渋滞対策協議会

『主要渋滞箇所の抽出について』

平成24年11月12日(月)

2-1.一般道における交通データ等を活用した主要渋滞箇所の抽出フロー



2-2. 特定日に混雑

(休日の旅行速度が低い箇所)

① 休日の直轄国道及び県道

◇ 休日平均旅行速度^{※1}が20km/h以下、かつ1km以上^{※2}連続

② 大規模商業施設の影響

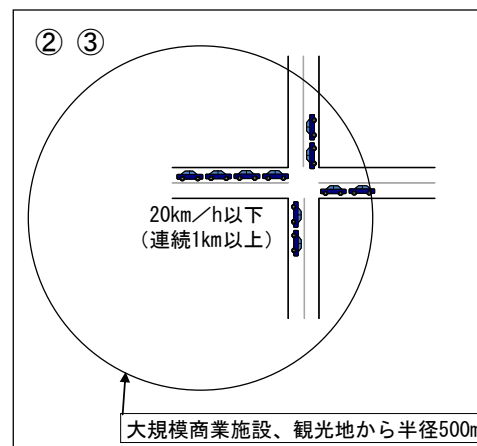
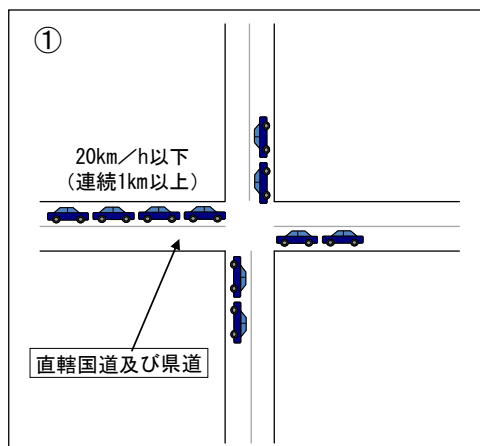
◇ 店舗面積が1万m²以上、かつ駐車場台数が1千台以上の店舗を抽出

◇ 店舗の周辺500mの休日平均旅行速度^{※1}が20km/h以下、かつ1km以上^{※2}連続

③ 観光地の影響

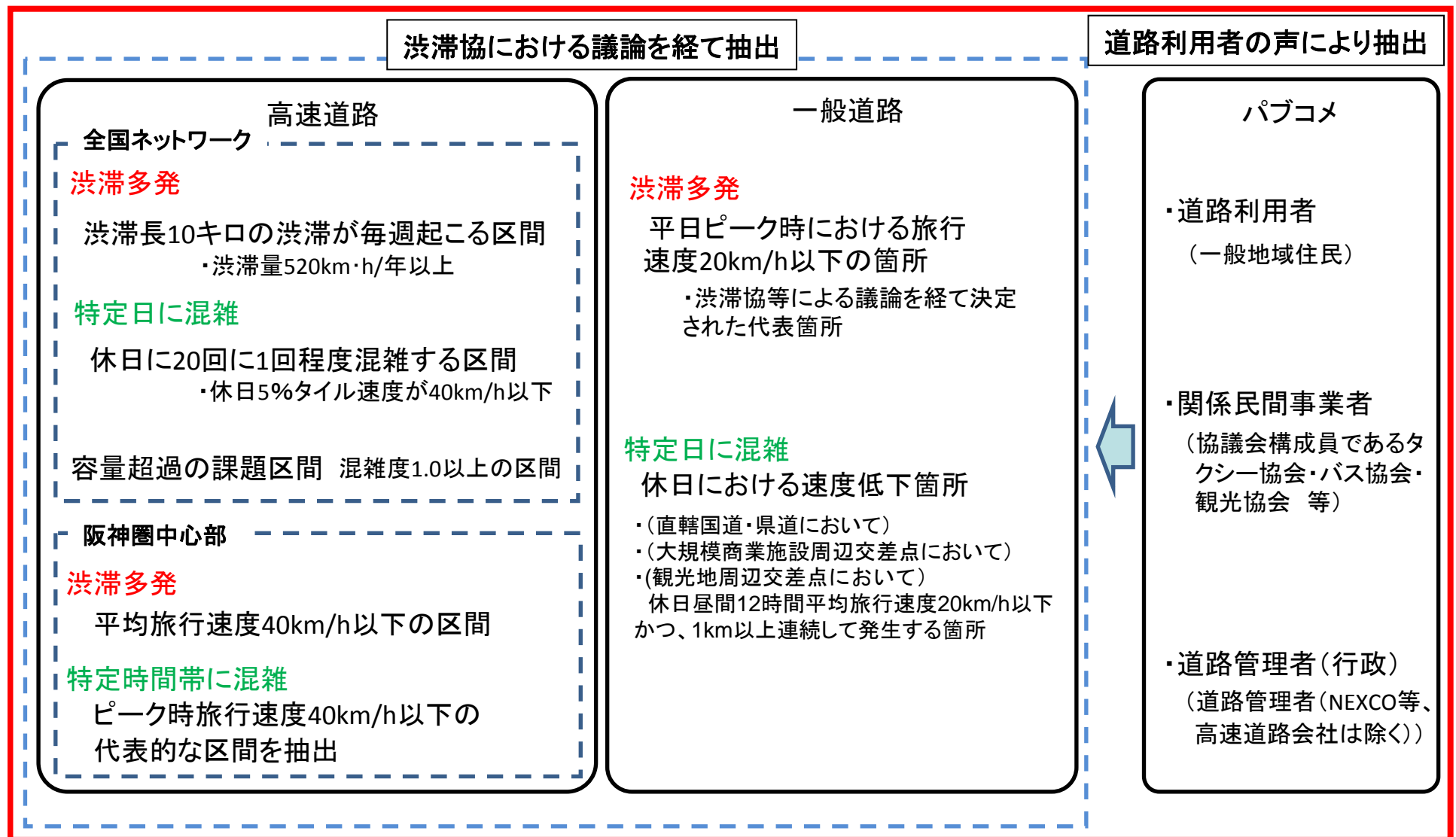
◇ 平成22年滋賀県観光入込み客数50万人以上の観光地を抽出

◇ 観光施設の周辺500mの休日平均旅行速度^{※1}が20km/h以下、かつ1km以上^{※2}連続



※1：休日昼間12時間平均旅行速度
※2：通過時間が3分以上となる箇所

2-3. 主要渋滞箇所選定の考え方(案)



- 旅行速度等により抽出した箇所に地域の意見を反映し、主要渋滞箇所を選定
- 来年度以降も引き続きモニタリングを行い、渋滞対策検討を実施

(参考①) 混雑を表す20km/hの根拠

・JARTICや公安委員会等では、20km/h以下を混雑・渋滞の指標としている。

●道路情報センターにおける渋滞・混雑の定義



通行止
 事故等
 混雑

チェーン規制
 渋滞
 他の規制

調整中

道路情報Now!! では、渋滞を「赤色」、混雑を「だいだい色」で表示し、下表のように定められています。

区分	高速道路	都市高速道路	一般道路
渋滞	時速 40km以下	時速 20km以下	時速 10km以下
混雑	--	時速 20km ~ 40km	時速 10km ~ 20km

<http://www.jartic.or.jp/>

●国家公安委員会における渋滞・混雑の定義

道路の区分	「混雑」と表現すべき速度	「渋滞」と表現すべき速度
郊外部の高速自動車国道等	60キロメートル毎時以下	40キロメートル毎時以下
都市部の高速自動車国道等	40キロメートル毎時以下	20キロメートル毎時以下
その他の道路	20キロメートル毎時以下	10キロメートル毎時以下

・資料: 国家公安委員会告示第12号

●警視庁による渋滞の判定基準

期 間：平成17年1月1日～12月31日の間

時 間：午前7時00分～午後7時00分の12時間

測定区間：都内一般道路～2,300km 都内首都高速道路～363km

判定基準：道路上における車両の交通が滞り、走行速度が20km/h未満になった状態

数 値：平日における1時間平均渋滞長

平日平均：土曜、日曜、休日及び特殊日（1月1～3日、12月29～31日）を除く平日の平均

【注】平成16年版の「警視庁交通年鑑」から、平成12年より収集していた測定区間が変更された統計データを使用している。そのことから、平成15年版以前の「警視庁交通年鑑」との対比は行えない。

・資料: 警視庁, 警視庁交通年鑑